

「新しい生活様式」における高齢者施設等の利用者ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言の発出の有無や、東京都のリバウンド防止措置の内容を踏まえ、「新しい生活様式」における高齢者施設等の利用にあたって、利用者が遵守すべき事項について定めるものです。

なお、本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、適宜変更するものとします。

1 対象施設

- (1) 敬老会館
- (2) 高齢者集会所
- (3) ふれあいの家（ふれあいルーム、支えあいルームを含む。）
- (4) 土と農の交流園

2 基本的事項

対象施設の利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉（換気の悪い密閉空間）・密集（多数が集まる密集場所）・密接（間近で会話や発生をする密接場面）といういわゆる3つの「密」を避け、手洗い・手指消毒・マスクの着用など、「新しい生活様式」における感染防止策を遵守して施設を利用するものとします。

なお、開設時間や利用人数等の制限については、政策経営部が発出している最新の「区の対応について」に沿うこととします。

3 利用者が遵守すべき感染防止策

(1) 体調不良者等の利用の自粛

以下に該当する場合は自主的に利用を見合わせてください。

- ① 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 手洗い・手指消毒・マスクの着用

入館の際は手洗いや手指消毒を徹底し、マスクを着用してください。

(3) 大きな声での会話の制限

大きな声での会話等は控えてください。

(4) 十分な換気の確保

30分に1回以上、数分間程度、二方向の窓を全開し、窓が一つしかない場合はドアを開けて換気してください。

* 窓を開けて換気する場合は、音の出る活動や会話は控えてください。

(5) 施設利用チェックリストの提出

感染者の発生に備えて、利用毎に施設利用チェックリストを作成し、施設に設置してあるポストに投函してください。